

「産業廃棄物排出事業者認証制度（仮称）創設に向けたアンケート」について（結果概要）

I 事業所の概要

1. 業種別の回答状況

（有効回収数 738 件／1,916 件）

建設	製造	卸・小売	飲食・宿泊	サービス	医療	その他(無回答含む)	合計
125／290	158／318	100／424	18／98	224／575	88／143	25／68	738／1916
(43.1%)	(49.7%)	(23.6%)	(18.4%)	(40.0%)	(61.5%)	(36.8%)	(38.5%)

※平成23年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出事業者から2,000件抽出のうち、廃業や移転等の理由で84件は調査対象外とした。

- 多量排出事業者に該当したことがある事業所は6.9%であった。
- 環境管理に関する方針を定めている事業所は65.0%であった。
- 廃棄物管理の担当課を定めている事業所は42.1%，担当者を定めている事業所は67.2%であった。

II 排出状況等

- 分別保管されている産業廃棄物は、「廃プラスチック類」(14.1%)、「金属くず」(10.6%)、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」(10.4%)などであった。
- 分別保管されている特別管理産業廃棄物は、「感染性廃棄物」(13.8%)、「廃油」(13.6%)などであった。
- 分別保管されている資源物は、「ダンボール」(67.2%)、「缶」(59.3%)、「びん」(51.1%)などであった。
- 産業廃棄物の減量率は、全種類平均で2008年比8.5%であった。
- 産業廃棄物の再資源化率は、全種類平均で48.6%であった。
- 排出頻度については、「週1回以上」(30.6%)、「週1回未満・月1回以上」(19.5%)、「月1回未満」(23.2%)であった。
- 処理業者の選定に際しては、「料金が安いこと」のほか、「法令遵守の意識が高い」、「マニフェストの集計など事務作業への協力」が重要視されていた。
- 処理業者の情報収集については、「行政のホームページ等」(37.8%)、「各業者のホームページ」(33.3%)、「同業他社や近隣事業者」(27.2%)から情報を得ている事業者が多かった。

III 適正処理・法令遵守の取組

- 適正処理・法令遵守のために参考とする手引書等は、「京都市作成のパンフレット」(46.3%)、「本社や業界団体が作成したマニュアル等」(29.5%)、「国や他の自治体作成のパンフレット」(28.9%)であった。
- 産業廃棄物の保管場所に、法令に基づく掲示板を設置している事業所は58.0%であった。
- 処理業者との委託契約を締結する際に、許可証を確認している事業所は84.4%であった。
- マニフェストの記入を自社で行っているとした事業所が40.9%であるのに対し、収集運搬業者といたした事業所が47.6%であった。
- マニフェストの管理・保管をしている事業所は92.3%であった。
- 電子マニフェストを利用している事業所は10.6%であった。利用していない場合の理由としては、「委託業者が対応していない」(21.4%)、「排出事業者にとってメリットがない」(13.9%)であった。
- 適正処理・法令遵守についての相談先は、「収集運搬業者」(51.2%)、「中間処理・最終処分業者」(20.7%)であった。業種別には、とくに製造業と医療とで「収集運搬業者」が多かった。
- 委託先の処理施設を見学したことがある事業所は36.3%，排出した産業廃棄物の処理工程を把握している事業所は57.5%であった。

- 適正処理のための対策として、「業者情報を収集するなどして、信頼できる業者を選んでいるので、特に対策は不要」(53.5%)が最も多かった。
- 過去に不適正な処理をされていたことが「ある」と回答した事業所は1.9%、「分からない」と回答した事業所は14.2%であった。
- 委託後の処理過程で生じた環境への悪影響を修復するためのコスト負担について、「責任がある」と答えた事業所(38.2%)が「責任はない」と答えた事業所(34.4%)を若干上回った。
- 適正処理・法令遵守についての意見として、「初期の確認はしたが、その後定期的な確認が不足している」「分別基準変更等があった場合にすぐわかる仕組みがあるとよい」などがみられた。

IV 減量・再資源化の取組

- 減量・再資源化のために参考とする手引書等は、「京都市作成のパンフレット」(41.9%)、「国や他の自治体作成のパンフレット」(24.3%)、「本社や業界団体が作成したマニュアル等」(24%)などが多かった。
- 取組として、「資源化できるものの分別保管場所を社内に整備」(67.6%)、「専門部署や管理責任者を設置」(51.1%)、「納入業者等に資源化できるものを持ち帰ってもらう」(48.8%)、「減量・再資源化に積極的な廃棄物処理業者を選ぶ」(45.4%)など再資源化に関するものは多かったが、「生産ラインの変更などにより、発生抑制に取り組んでいる」(12.6%)など発生抑制に関するものは多くなかった。
- CSR 報告書や環境報告書で減量・再資源化について公表（又は公表を予定）している事業所は26.9%であった。
- 減量・再資源化に対する意識について、コストをかけてでも取り組む責任があるといたした事業所が22.9%であったのに対し、利益に影響のない範囲で取り組む責任があると答えた事業所が約56.4%であった。

V 環境マネジメントシステム等

- ISO14001 の認証取得をしている事業所は30.4%，KES やエコアクション21 等簡易型環境マネジメントシステムの認証取得をしている事業所は13.1%，エコ京都21 の認証取得をしている事業所は1.4%であった。

VI 認証制度の創設に対する意識、施策に対する意見

- 認証制度に強く求めることや期待することとして、「減量・再資源化により処理コストが減ること」(28.5%)、「地域住民に安心感を得てもらえること」(24.4%)、「取得事業所が優遇を受けられること」(19.6%)、「従業員の環境に対する意識が上がること」(18.4%)などが多かった。
- 現段階で「取得したい」と回答した事業所が13.8%あったが、大半は「制度の内容による」(70.7%)であった。
- 認証取得に伴う金銭的負担については、「負担できない」(41.1%)が最も多かったが、負担してもよい場合では、「毎年1万円程度」(24.8%)、「毎年5万円」(6.0%)であった。
- 認証取得に伴う労力的負担については、「負担できない」(26.2%)が最も多かったが、負担してもよい場合では、「毎年1日程度」(25.7%)、「毎年2～3日程度」(19.8%)であった。
- 減量・再資源化の促進に必要な施策等については、「業種別の減量方法を示すマニュアルの配布」(57.6%)、「廃棄物の減量・再資源化を行った事業所の処理料金が安くなる仕組みづくり」(43.0%)、「先進的な取組を行っている事業所の紹介」(31.7%)、「資源化業者等の紹介窓口の充実」(26.2%)などであった。
- 認証制度に対する意見として、「産業廃棄物排出量により層別し、認証クラス及び認証取得不要業者を明確化すべき」、「特別管理産業廃棄物排出事業者を重視する必要がある」、「制度（それにかかる労力）を増やさないでほしい。ISO14001 があれば十分」、「ISO14001 と内容が重複する認証制度を新設する意義があるのか」、「一般廃棄物でも認定制度が充足しており、いくつもの制度は不要」などがみられた。